

## 広島県告示第四百七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十一年五月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 起業者の名称

広島市

### 二 事業の種類

広島市民文化会館（仮称）整備事業

### 三 起業地（起業地及び収用する物件）

#### 1 収用の部分

広島県広島市中区加古町地内

#### 2 使用の部分

なし

### 四 事業の認定をした理由

#### 1 法第二十条第一号の要件への適合性について

広島市民文化会館（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

#### 2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である広島市は、一般財源により財源措置を講じている。また、広島市は、施設の設定及び管理に関する条例を制定する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

#### 3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、広島市が、広島市中区加古町地内において、地域経済や市民の文化・社会活動の活性化を図るため、多目的ホールを整備するものである。

現在、広島市には、広島県立文化芸術ホールや広島厚生年金会館をはじめ、広島国際会議場、広島市文化創造センター等、様々な規模や目的を持つ文化施設が整備されている。

中でも、アリーナ形式の施設を除き、広島市内最多の客席数を有する広島厚生年金会館のホール（以下「厚生年金ホール」という。）は、市民の発表会から全国規模の大会、国内外の一流アーティストによるコンサートに至るまで様々な催物に利用され、芸術文化の向上と地域の活性化に大きく貢献してきた。

こうした中、厚生労働省は平成十七年十月に広島厚生年金会館を含む全国の年金・健康保険福祉施設を五年以内に譲渡又は廃止する方針を表明し、厚生年金ホールは平成二十二年九月までに廃止されることが決まった。

本件事業は、広島市中区加古町に二千一席の客席数を有する多目的ホールを整備するもので、本件事業の完成により、これまで厚生年金ホールが果たしてきた役割を引き継ぎ、市民が優れた舞台芸術を鑑賞する機会等を確保し、また、広島市が推進するメッセ・コンベンションシティ（国際会議や見本市、イベントなどが常時開催される都市）づくりに一層貢献するとともに、地域経済や市民の文化・社会活動の活性化が図られることから、得られる公共の利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業は、広島市教育委員会と協議を行ったところ、起業地内において、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は確認されておらず、工事実施について支障はない旨の回答を得ている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

- (二) また、本件事業の位置の選定については、既存建物活用品（以下「申請案」という。）のほか、広島市民球場跡地案及び双葉の里三丁目地区案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、周辺の文化施設と連携が図れること、工事期間が最短で、事業効果が早期に発現できること、事業費が最も廉価となることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

- (三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

#### 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

- (一) 3(一)で述べたように、本件事業により、廃止が決定された厚生年金ホールの果たしてきた役割を引き継ぎ、地域経済や市民の文化・社会活動の活性化が図られることから、できるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、広島商工会議所や音楽関係団体から、厚生年金ホールの機能存続に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- (二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

- (三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

- (四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

